

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

現在の住所又は居所事業所等	フリガナ 氏名
---------------	------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円
--------------------	-----

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ____年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円	③ (①と②のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)		④ (①-③) 円
B ____年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額)	⑥ (④と⑤のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑦ (⑤-⑥) 円	⑧ (④-⑥)
C ____年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。)	⑩ (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑪ (⑨-⑩)	⑫ (⑧-⑩)

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3 申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ の 金 額 (※))		⑬	(赤字のときは△を付けずに書いてください。)	円
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上 の ① の 金 額)	⑭		
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ⑬)	⑮		
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	⑯		
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑬)	⑰		

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦⑥(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑨(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑦⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑦⑩)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑪(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑦⑪)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦⑥及び「その他」欄の⑦⑨(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑨及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑦⑨)に「0」を書いてください。

令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

**控
用**

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏名
---------------------------	------------

○この用紙は

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

**控
用**

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円
--------------------	-----

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A __年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円	③ (①と②のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)		④ (①-③) 円
B __年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額)	⑥ (④と⑤のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑦ (⑤-⑥) 円	⑧ (④-⑥)
C __年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。)	⑩ (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑪ (⑨-⑩)	⑫ (⑧-⑩)

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3 申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ の 金 額 (※))	⑬	(赤字のときは△を付けなくて書いてください。)	円
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上 の ① の 金 額)	⑭	
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ⑬)	⑮	
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	⑯	
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑬)	⑰	

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦⑥(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑨⑨(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑩⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑩⑩)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑩⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑩⑩)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦⑥及び「その他」欄の⑨⑨(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑨及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑨)に「0」を書いてください。

**提
出
用**

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。